

ラストチャンスへ向けた悲痛な叫び

基本政策検討チーム ヒアリング資料
(地域産業基盤強化施策)

平成26年10月9日

岡山県総社市長 片岡聡一

目次

- 総社市の概要・・・・・・・・ P3
- 総社市の取組・・・・・・・・ P4
- 「再生土地等価交換法」・・・・ P5
- 「山の中の英語特区」・・・・ P7
- 「空き家対策」・・・・・・・・ P9
- 「障がい者千人雇用」・・・・ P12
- 「新生活交通 雪舟くん」・・・・ P14
- 「そうじゃ地・食べ」・・・・ P16

総社市の概要

- 人口 67,809人(うち外国人714人)(H26.9.30現在)
- 面積 212.00km²
- 人口動態 自然増 -111人(出生563人,死亡674人)
(H25年度) 社会増 +265人(転入等2402人,転出等2137人)
差引 +154人
- 高齢化率 25.8%(H26.9.1現在)
- 耕地面積 3,028ha(うち耕作放棄地71ha,非農地100ha)
(H26.4.1現在)
- 教育施設 小学校15校,中学校4校,高校2校,大学1校



企業誘致

8社連続成功
1万坪以上希望が6社



農業の再生

①土地

「再生農地等価交換法」 再生した農地分を企業用地へ

②ひと

「山の中の英語特区」

4000万円投資し廃園から13人へ

「空き家対策」 市町村が管理・処分できる法整備を

「障がい者千人雇用」 180人から790人へ

移動支援

新生活交通「雪舟くん」 300円で市内どこでもドアツードア

「そうじゃ地食べ公社」 作ってくれたら必ず買います

① 土地

再生農地等価交換法

農地を再生・整備し，新たな価値を創出した市町村にはその価値分の開発を許可する規制改革を

- ・土地があっても規制のため企業用地としては使えない。
- ・総社市の耕作放棄地は71ha，ほ場整備率は約50%
- ・1万坪以上の用地を希望する企業がさらに6社
- ・8社連続で企業誘致に成功。新たに2500人の雇用を創出
- ・再生農地等値(価)交換

岡山県市長会，中国市長会を経て，H25年6月全国市長会で全会一致

- ・H26年7月1日付「農地制度のあり方について」

地方六団体農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム取りまとめ

② ひと(雇用)

山の中の英語特区

人口減が進む中山間地域で、英語教育と自然環境に恵まれた子育て・福祉定住特区の実現へ

- ・中山間地域への定住促進インセンティブ
- ・ネイティブ講師による幼小中一貫した特別な英語教育
- ・豊かなコミュニケーション能力と国際的視野力を身につけた人材の育成
- ・学区弾力化で市内外・全国から子ども募集
- ・H26年度 学区外から13人(幼7人・小4人・中2人)が就学・就園
- ・来年度からはバスによる通学・通園支援策実施も
- ・生活環境整備として空き家となっている土地家屋の取得や上下水道整備への助成措置

② ひと(雇用)

空き家対策

人口減が進む中山間地域で、英語教育と自然環境に恵まれた子育て・福祉定住特区の実現へ

特区実現に資する取組への財政支援等 6項目

- ・地域のコミュニティ施設等におけるバリアフリー等弱者に配慮した施設・環境整備に対する助成措置
- ・放課後児童クラブ等、地域が主体となって子育てを応援する施設・団体への支援
- ・幼小中一環教育, 特別支援教育の拡充等に対する教員加配などの人的支援
- ・災害時における緊急防災情報の提供のための情報通信基盤整備に対する助成
- ・総社市新生活交通システム「雪舟くん」の運行に対する助成ならびに車両更新に係る助成
- ・地産地消と生きがい農業推進のための「そうじゃ地・食べ事業」契約農家に対する助成と6次産業化への財政支援

人口減が進む中山間地域で、英語教育と自然環境に恵まれた子育て・福祉定住特区の実現へ

国に対し規制改革・規制緩和を求めるもの 2項目

- ・新たな転入者が地区内に土地や家屋を購入しようとする際に土地取得がスムーズに行われるための、農地法5条による取得に係る上限の緩和
- ・長く放置され周辺環境に悪影響を与えている空き家や空き地を、市町村が主体的に管理・処分等できるようにするための法整備を

② ひと(雇用)

障がい者千人雇用

障がい者就労者数は、平成23年4月の180人から平成26年9月には790人に

- ・H23年5月「障がい者千人雇用委員会」設置
- ・H23年7月 市内のハローワーク内に「就労支援ルーム」を設置
- ・H24年4月「障がい者千人雇用センター」設置
ハローワーク職員の派遣により、さらにきめ細かい就職支援が可能に
- ・県を介さず国(ハローワーク)とダイレクトに連携することで迅速な対応が可能
- ・地方都市では従業員50人未満の中小零細企業へのきめ細かな対応が不可欠
- ・就労あっせんについて基礎自治体への**権限移譲**を

新生活交通「雪舟くん」

電話で予約を受けて自宅までお迎えに行き，病院や商店などの目的地までお送りするシステム

- ・市内どこでも同エリア内は1乗車300円
- ・市内居住者が事前に登録することで利用可能
- ・市内全域を「面」でカバーできる公共交通システム
- ・地域公共交通に不便を感じている高齢者が，市内での買い物や通院に利用しやすいサービスの提供
- ・従来の路線バスを廃止し，それらの予算の範囲内で実現（H26予算額 63,641,000円）
- ・一日平均利用者数は年々増加（H23年4月 142人 ⇒ H26年3月 251人）

そうじゃ「地・食べ」

「地元のもの食べる」という意味を込めた 総社市流の地産地消推進の取組

- ・H23年3月 そうじゃ「地・食べ」委員会 発足
- ・H25年4月 従来の農業公社から一般財団法人「そうじゃ地食べ公社」へ移行し、さらに活動範囲を拡大
- ・市内の生産者グループから直接野菜を買い付け、学校給食や飲食店へ
- ・市内のスーパーに専用の販売コーナーを設置して小売も(H25実績 22,713,456円)
- ・行政が農産物の販路を積極的に開拓し、地域農業者の所得向上を
- ・市民(消費者)への安全・安心な食材の提供を実現
- ・現在、生産者40グループ、257人が参加
- ・H25年度決算で初の黒字化

〔基本的認識と改革の方向性〕

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進
- 国と地方(都道府県・市町村)が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築(マクロ管理の充実)するとともに、個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、市町村が担うべき

〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)〕※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、回法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○農地の総量確保目標と現実の乖離

- ・農振編入・除外等は概ね見込み通り
- 一方で、耕作放棄地の発生は見込みを上回る状況

○目標設定プロセスの課題

- ・総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論が尽くされなかった

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障

※2ha以下…知事許可
2ha超4ha以下…知事許可(要大臣協議)
4ha超…大臣許可

○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- ・条件不利農地等、地域によって農地は多様

見直しの方向性

農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕

- ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定
(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)
(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
- ・地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記
(※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し〔市町村主体〕

- ・個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進